

(参考) がん原性試験対象物質の選定の流れ

資料1-3

1 候補物質の選定

(1) 新規届出時に提出された物質のうち、変異原性試験で強い変異原性が確認された物質
(物質が特定できない反応生成物、混合物、共重合物等は特定された場合に対象)

(2) 既存化学物質のうち、GHSにおける発がん性の分類が「区分外」となっている物質のうち国際機関等のランク付けで、ヒトへの発がんの可能性が示唆され又は、否定されない物質*

* 発がん性ランクがIARC「3」、EPA「C」、「D」、ACGIH「A4」の物質

2 優先試験物質リストの作成

(1) 候補物質のうち以下に該当する物質

①産業的利用がされている物質等、②製造・取扱い事業場が多い物質、③ばく露し易い性状の物質*

* ばく露し易い性状としては、ガス、粉じん、ミスト等が該当。

(2) 国のリスク評価で、がん原性試験が必要とされた物質

3 試験対象物質の選定

優先度の高い物質について試験対象物質として選抜。

構造活性相関の解析の結果、発がん性が高いとされる物質は優先的に試験(解析作業を推進)。

良好な試験の実施が困難な物質*は除外

* 発火性物質、空気・水と反応性が高い物質、急性毒性、刺激性が強い物質等